

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）（第六条関係）

別表（第一条、第二条関係）

| 暫定法別表<br>第一の番号 | 品名   | 期間                       | 数量  |
|----------------|--|--------------------------|---|
| 四一・            | ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く）、バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない）、ミルクの天然の組成分から成る物品、関税率別表（以下「関税率表」という。）第 四・ 一項から第 四・ 四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三%以上のものに限る。）、コーヒー、茶又はマテをもとと | 平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで | 一三三、九四トン（全乳換算数量とし、当該物品の全重量のうち脂肪の割合に一五・一二を乗じて得た数に当該物品の全重量のうちに占める無脂乳固形分の割合に六・五九を乗じて得た数を加えて得た数を当該物品の全重量に乘じて得た数量とする。） |

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）（第六条関係）

別表（第一条、第二条関係）

| 暫定法別表<br>第一の番号 | 品名   | 期間                       | 数量  |
|----------------|--|--------------------------|---|
| 四一・            | ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く）、バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない）、ミルクの天然の組成分から成る物品、関税率別表（以下「関税率表」という。）第 四・ 一項から第 四・ 四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三%以上のものに限る。）、コーヒー、茶又はマテをもとと | 平成一五年四月一日から平成一六年三月三十一日まで | 一三三、九四トン（全乳換算数量とし、当該物品の全重量のうち脂肪の割合に一五・一二を乗じて得た数に当該物品の全重量のうちに占める無脂乳固形分の割合に六・五九を乗じて得た数を加えて得た数を当該物品の全重量に乘じて得た数量とする。） |

|     |   |          |          |          |          |   |  |                                  |              |
|-----|---|----------|----------|----------|----------|---|--|----------------------------------|--------------|
|     | 九 | 二二<br>六・ | 二二<br>一・ | 二二<br>一・ | 二二<br>一・ | した調製品（ミルクの天然の成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三%以上のもに限る。）並びに調製食料品（関税率表第一六項以外の項に該当するもの及び調製食用脂（関税率表第四・五項の物品の含有量が全重量の三%を超え七%以下のものに限る。）を除くものとし、ミルクの天然の成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三%以上のものに限る。） |  | 平成一六年四月一<br>日                    | 七四、九七三<br>トン |
| 四二・ |   | 二二<br>六・ | 二二<br>一・ | 二二<br>一・ | 二二<br>一・ | 粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）のうち学校等給食用のもの以外のもの  |  | 平成一六年四月一<br>日から平成一七年<br>三月三十一日まで | 七四、九七三<br>トン |
|     |   | 二二<br>六・ | 二二<br>一・ | 二二<br>一・ | 二二<br>一・ | 粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）のうち学校等給食用のもの   |  | 平成一六年四月一<br>日から平成一七年<br>三月三十一日まで | 七、二六四<br>トン  |

|     |   |          |          |          |          |   |  |                                  |              |
|-----|---|----------|----------|----------|----------|---|--|----------------------------------|--------------|
|     | 九 | 二二<br>六・ | 二二<br>一・ | 二二<br>一・ | 二二<br>一・ | した調製品（ミルクの天然の成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三%以上のもに限る。）並びに調製食料品（関税率表第一六項以外の項に該当するもの及び調製食用脂（関税率表第四・五項の物品の含有量が全重量の三%を超え七%以下のものに限る。）を除くものとし、ミルクの天然の成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三%以上のものに限る。） |  | 平成一五年四月一<br>日                    | 七四、九七三<br>トン |
| 四二・ |   | 二二<br>六・ | 二二<br>一・ | 二二<br>一・ | 二二<br>一・ | 粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）のうち学校等給食用のもの以外のもの  |  | 平成一五年四月一<br>日から平成一六年<br>三月三十一日まで | 七四、九七三<br>トン |
|     |   | 二二<br>六・ | 二二<br>一・ | 二二<br>一・ | 二二<br>一・ | 粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）のうち学校等給食用のもの   |  | 平成一五年四月一<br>日から平成一六年<br>三月三十一日まで | 七、二六四<br>トン  |

|              |  |   |                             |
|--------------|--|---|-----------------------------|
| 九<br>四<br>四・ | は乾燥をしたものに限るものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもので、砂糖その他の甘味料を加えてないものに限る。)                   | 日<br>三<br>月<br>三<br>一<br>日<br>ま<br>で  | 一<br>四、<br>ト<br>ン           |
| 一<br>四<br>四・ | 無機質を濃縮したホエイ  | 平<br>成<br>一<br>六<br>年<br>四<br>月<br>一<br>日<br>か<br>ら<br>平<br>成<br>一<br>七<br>年<br>三<br>月<br>三<br>一<br>日<br>ま<br>で | 一<br>四、<br>ト<br>ン           |
| 一<br>四<br>四・ | ホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条に規定する配合飼料の製造に使用するもの | 平<br>成<br>一<br>六<br>年<br>四<br>月<br>一<br>日<br>か<br>ら<br>平<br>成<br>一<br>七<br>年<br>三<br>月<br>三<br>一<br>日<br>ま<br>で | 四<br>五、<br>ト<br>ン           |
| 九<br>四<br>四・ | ホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品のうち乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもの                                    | 平<br>成<br>一<br>六<br>年<br>四<br>月<br>一<br>日<br>か<br>ら<br>平<br>成<br>一<br>七<br>年<br>三<br>月<br>三<br>一<br>日<br>ま<br>で | 二<br>五、<br>ト<br>ン           |
| 一<br>四<br>五・ | ミルクから得たバターその他の油脂   | 平<br>成<br>一<br>六<br>年<br>四<br>月<br>一<br>日<br>か<br>ら<br>平<br>成<br>一<br>七<br>年<br>三<br>月<br>三<br>一<br>日<br>ま<br>で | 五<br>八<br>一<br>ト<br>ン       |
| 四<br>六・      | チーズ及びカードのうちプロセスチーズの原料として使用するもの   | 平<br>成<br>一<br>六<br>年<br>四<br>月<br>一<br>日<br>か<br>ら<br>平<br>成<br>一<br>七<br>年<br>三<br>月<br>三<br>一<br>日<br>ま<br>で | 五<br>四、<br>二<br>一<br>ト<br>ン |

|              |  |   |                             |
|--------------|--|---|-----------------------------|
| 九<br>四<br>四・ | は乾燥をしたものに限るものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもので、砂糖その他の甘味料を加えてないものに限る。)                   | 日<br>三<br>月<br>三<br>一<br>日<br>ま<br>で  | 一<br>四、<br>ト<br>ン           |
| 一<br>四<br>四・ | 無機質を濃縮したホエイ  | 平<br>成<br>一<br>五<br>年<br>四<br>月<br>一<br>日<br>か<br>ら<br>平<br>成<br>一<br>六<br>年<br>三<br>月<br>三<br>一<br>日<br>ま<br>で | 一<br>四、<br>ト<br>ン           |
| 一<br>四<br>四・ | ホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもので、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条に規定する配合飼料の製造に使用するもの | 平<br>成<br>一<br>五<br>年<br>四<br>月<br>一<br>日<br>か<br>ら<br>平<br>成<br>一<br>六<br>年<br>三<br>月<br>三<br>一<br>日<br>ま<br>で | 四<br>五、<br>ト<br>ン           |
| 九<br>四<br>四・ | ホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品のうち乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもの                                    | 平<br>成<br>一<br>五<br>年<br>四<br>月<br>一<br>日<br>か<br>ら<br>平<br>成<br>一<br>六<br>年<br>三<br>月<br>三<br>一<br>日<br>ま<br>で | 二<br>五、<br>ト<br>ン           |
| 一<br>四<br>五・ | ミルクから得たバターその他の油脂   | 平<br>成<br>一<br>五<br>年<br>四<br>月<br>一<br>日<br>か<br>ら<br>平<br>成<br>一<br>六<br>年<br>三<br>月<br>三<br>一<br>日<br>ま<br>で | 五<br>八<br>一<br>ト<br>ン       |
| 四<br>六・      | チーズ及びカードのうちプロセスチーズの原料として使用するもの   | 平<br>成<br>一<br>五<br>年<br>四<br>月<br>一<br>日<br>か<br>ら<br>平<br>成<br>一<br>六<br>年<br>三<br>月<br>三<br>一<br>日<br>ま<br>で | 五<br>五、<br>二<br>一<br>ト<br>ン |

|   |      |  |                     |              |
|---|------|--|---------------------|--------------|
| 九 | 七二三・ | 乾燥した豆(さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。)のうち、ひよこ豆、緑豆及びひら豆以外のもの | 平成一六年四月一日から同年九月三日まで | 五二、八<br>トン   |
| 一 | 七二三・ | とうもろこしのうちコーンスターチの製造に使用するもの   | 平成一六年四月一日から同年九月三日まで | 二、二四一、<br>トン |
| 五 | 七二三・ | とうもろこしのうち関税暫定措置法施行令第三条に規定するところにより飼料用に供するもの                               | 平成一六年四月一日から同年九月三日まで | 一四三、八<br>トン  |
| 九 | 七二三・ | とうもろこしのうちコーンフ레이크、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの                                 | 平成一六年四月一日から同年九月三日まで | 二二、九<br>トン   |
|   |      | とうもろこしのうちその他のもの  | 平成一六年四月一日から同年九月三日まで | 九六、六<br>トン   |

|   |      |  |                          |            |
|---|------|--|--------------------------|------------|
| 九 | 七二三・ | 乾燥した豆(さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。)のうち、ひよこ豆、緑豆及びひら豆以外のもの | 平成一五年一月一日から平成一六年三月三十一日まで | 八六、<br>トン  |
| 一 | 七二三・ | とうもろこしのうちコーンスターチの製造に使用するもの   | 平成一五年一月一日から平成一六年三月三十一日まで | 二、四、<br>トン |
| 五 | 七二三・ | とうもろこしのうち関税暫定措置法施行令第三条に規定するところにより飼料用に供するもの                               | 平成一五年一月一日から平成一六年三月三十一日まで | 一四、六<br>トン |
| 九 | 七二三・ | とうもろこしのうちコーンフ레이크、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの                                 | 平成一五年一月一日から平成一六年三月三十一日まで | 三三、一<br>トン |
|   |      | とうもろこしのうちその他のもの  | 平成一五年一月一日から平成一六年三月三十一日まで | 八四、三<br>トン |

|     |  |                          |  |
|-----|--|--------------------------|--|
| 二七・ | 麦芽（いつてあるかないかを問わない。）  | 平成一六年四月一日から同年九月三日まで      | 三三四、一トン                                |
| 二八・ | でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。） | 平成一六年四月一日から同年九月三日まで      | 八九、二トン                                 |
| 二二・ | 落花生（いつてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）   | 平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで | 七五、トン（むきみ換算数量とし、殻付きのもの一トンは、殻を除いたもの・七五ト |

|     |  |                          |  |
|-----|--|--------------------------|--|
| 二七・ | 麦芽（いつてあるかないかを問わない。）  | 平成一五年一月一日から平成一六年三月三十一日まで | 二二三、一トン                                |
| 二八・ | でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。） | 平成一五年一月一日から平成一六年三月三十一日まで | 八四、二トン                                 |
| 二二・ | 落花生（いつてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）   | 平成一五年四月一日から平成一六年三月三十一日まで | 七五、トン（むきみ換算数量とし、殻付きのもの一トンは、殻を除いたもの・七五ト |

|                   |   |   |                          |   |
|-------------------|---|---|--------------------------|---|
|                   | 一一二二・<br>九九   | こんにやく芋（アモルフオフアルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。） | 平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで | 二六七トン（<br>）<br>荒粉換算数量とし、生芋一トンは、荒粉・一五八トンに、精粉一トンは、荒粉一・七六一トンにそれぞれ換算するものとする。） |
| 一七三・<br>一七三・<br>九 | 糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）のうちアルコールの製造用のもの   | 平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで                        | 一三、<br>トン                |   |
| 一八六・<br>二         | ココアを含有する調製食品品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペー<br>スト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、<br>正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限るものとし、砂 | 平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで                        | 一九、<br>トン                |   |

|                   |   |   |                          |   |
|-------------------|---|---|--------------------------|---|
|                   | 一一二二・<br>九九   | こんにやく芋（アモルフオフアルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。） | 平成一五年四月一日から平成一六年三月三十一日まで | 二六七トン（<br>）<br>荒粉換算数量とし、生芋一トンは、荒粉・一五八トンに、精粉一トンは、荒粉一・七六一トンにそれぞれ換算するものとする。） |
| 一七三・<br>一七三・<br>九 | 糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）のうちアルコールの製造用のもの   | 平成一五年四月一日から平成一六年三月三十一日まで                        | 七、<br>八<br>ト<br>ン        |   |
| 一八六・<br>二         | ココアを含有する調製食品品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペー<br>スト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、<br>正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限るものとし、砂 | 平成一五年四月一日から平成一六年三月三十一日まで                        | 二二、<br>一<br>トン           |   |

|         |  |                          |                |
|---------|--|--------------------------|----------------|
| 二<br>二・ | 糖を加えたものを除く。 ) のうち、チョコレート <sup>の製造用のもの</sup> の                                  | 平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで | 三六、五<br>トン     |
| 二<br>八・ | パイナップルのうち、気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一キログラム以下のもの(細片にし、破碎し又はパルプ状にしたものを除く。 )          | 平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで | 五、七<br>トン      |
| 二<br>六・ | 調製食用脂(関税率表第四・五項の物品の含有量が全重量の三%を超え七%以下のものに限る。以下この項において同じ。 ) のうちニュージーランドを原産地とするもの | 平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで | 一一、五五<br>トン    |
| 四<br>一・ | 牛(水牛を含む。以下この項において同じ。 ) 又は馬類の動物の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬                         | 平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで | 二二四、<br>平方メートル |

|         |  |                          |                |
|---------|--|--------------------------|----------------|
| 二<br>二・ | 糖を加えたものを除く。 ) のうち、チョコレート <sup>の製造用のもの</sup> の                                  | 平成一五年四月一日から平成一六年三月三十一日まで | 三六、五<br>トン     |
| 二<br>八・ | パイナップルのうち、気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一キログラム以下のもの(細片にし、破碎し又はパルプ状にしたものを除く。 )          | 平成一五年四月一日から平成一六年三月三十一日まで | 五、九<br>トン      |
| 二<br>六・ | 調製食用脂(関税率表第四・五項の物品の含有量が全重量の三%を超え七%以下のものに限る。以下この項において同じ。 ) のうちニュージーランドを原産地とするもの | 平成一五年四月一日から平成一六年三月三十一日まで | 一一、五五<br>トン    |
| 四<br>一・ | 牛(水牛を含む。以下この項において同じ。 ) 又は馬類の動物の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬                         | 平成一五年四月一日から平成一六年三月三十一日まで | 二二四、<br>平方メートル |

|     |                            |
|-----|----------------------------|
| 四一・ | けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パー |
| 九   | チメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限 |
| 四一・ | るものとし、脱毛してあるか              |
| 四一・ | ないか又はスプリットしてあ              |
| 一九  | るかないかを問わない。）の              |
| 四一・ | うち、クロムなめしのもの（              |
| 四一・ | なめし過程（前なめしを含む              |
| 四九  | 。）中のもののうちなめしを              |
| 四一・ | 終えてないもの）及びなめし              |
| 一一  | 過程にないもの以外のもの、              |
| 四一・ | 牛又は馬類の動物のなめした              |
| 一一  | 皮（なめしたものと及びクラス             |
| 四一・ | トにしたもので、これらを超              |
| 一九  | える加工をしておらず、毛が              |
| 四一・ | 付いていないものに限るもの              |
| 九一  | とし、スプリットしてあるか              |
| 四一・ | ないかを問わない。以下この              |
| 九二  | 項において同じ。）のうち、              |
| 四一・ | 染色色したものを除く。)               |
| 四一・ | クロムなめしものを除く。               |
| 九九  | ）及び牛又は馬類の動物の革              |
|     | （なめした又はクラストにし              |
|     | た後これらを超える加工をし              |
|     | たもの（パーチメント仕上げ              |
|     | をしたものを除く。）で、毛              |

|     |                            |
|-----|----------------------------|
| 四一・ | けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パー |
| 九   | チメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限 |
| 四一・ | るものとし、脱毛してあるか              |
| 四一・ | ないか又はスプリットしてあ              |
| 一九  | るかないかを問わない。）の              |
| 四一・ | うち、クロムなめしのもの（              |
| 四一・ | なめし過程（前なめしを含む              |
| 四九  | 。）中のもののうちなめしを              |
| 四一・ | 終えてないもの）及びなめし              |
| 一一  | 過程にないもの以外のもの、              |
| 四一・ | 牛又は馬類の動物のなめした              |
| 一一  | 皮（なめしたものと及びクラス             |
| 四一・ | トにしたもので、これらを超              |
| 一九  | える加工をしておらず、毛が              |
| 四一・ | 付いていないものに限るもの              |
| 九一  | とし、スプリットしてあるか              |
| 四一・ | ないかを問わない。以下この              |
| 九二  | 項において同じ。）のうち、              |
| 四一・ | 染色色したものを除く。)               |
| 四一・ | クロムなめしものを除く。               |
| 九九  | ）及び牛又は馬類の動物の革              |
|     | （なめした又はクラストにし              |
|     | た後これらを超える加工をし              |
|     | たもの（パーチメント仕上げ              |
|     | をしたものを除く。）で、毛              |



|   |  |                                 |                          |
|---|--|---------------------------------|--------------------------|
|   | <p>が付いていないものに限り、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。以下この項において同じ。）のうち、染色色し又は模様付けしたものの以外のもの</p>   |                                 | <p>一、四六六、平方メ<br/>ートル</p> |
| <p>四一五・<br/>三六・<br/>四一六・<br/>三二二・<br/>四二二・<br/>四二三・<br/>一</p> | <p>羊及びやぎのなめした皮（なめしたものとびクラストにしたもので、これらを超える加工をしないもの）のうち、染色色したものと並びに羊革及びやぎ革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットして</p> | <p>平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで</p> | <p>一、七、平方メ<br/>ートル</p>   |

|   |  |                                 |                          |
|---|--|---------------------------------|--------------------------|
|   | <p>が付いていないものに限り、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。以下この項において同じ。）のうち、染色色し又は模様付けしたものの以外のもの</p>   |                                 | <p>一、四六六、平方メ<br/>ートル</p> |
| <p>四一五・<br/>三六・<br/>四一六・<br/>三二二・<br/>四二二・<br/>四二三・<br/>一</p> | <p>羊及びやぎのなめした皮（なめしたものとびクラストにしたもので、これらを超える加工をしないもの）のうち、染色色したものと並びに羊革及びやぎ革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットして</p> | <p>平成一五年四月一日から平成一六年三月三十一日まで</p> | <p>一、七、平方メ<br/>ートル</p>   |



九 六四  
五·

九 六四  
五·